

平成21年度「鳥取・島根広域連携協働事業」募集要項

1. 趣 旨

鳥取・島根両県の連携については、経済団体や行政を中心として県境を越えた広域的な取り組みが進められています。

この度、鳥取・島根両県では、「鳥取・島根の広域連携による地域課題の解決」をテーマとした協働事業に取り組むこととしました。

この事業は、両県共通の地域課題に対し、NPO等から県と協働する事業の企画提案を募集し、両県の行政・NPO等の連携により地域課題の解決を図る実践的な協働事業を実施するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と互いの長所や強みを活かすことにより、事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上を図るとともに、両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進を目指すものです。

2. 応募資格者

鳥取県内のNPO法人・住民グループ(以下「NPO等」という。)と島根県内のNPO等の共同体
ただし、島根県内のNPO等については、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

3. 募集事業及びテーマ

事業提案は、「鳥取・島根の広域連携による地域課題の解決」をテーマとし、提案団体と鳥取・島根両県が協働で取り組む事業を募集します。

※ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1) 鳥取・島根両県のNPO等と県が協働して取り組む提案とし、提案分野に制限はありません。
- (2) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (3) 実施期間は、平成21年度とします。

4. 事業応募の条件

(1) 事業担当課との事前協議の実施

協働の円滑な実施のため、提案団体は応募しようとする提案事業に関係する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した事業内容により提案団体が応募してください。協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るよう留意してください。

なお、この事前協議については、事務局(提出先・相談窓口:本要項7に記載)で両県の事業担当課の選考及び協議日程等の調整をしますので、ご連絡ください。

(2) 募集事業の基本的な条件

- ① 公共性、公益性が高く、両県の地域課題の解決につながり、両県の地域社会への貢献が同等程度に期待されるものであること。
- ② 両県の官民相互の連携促進にモデル性を有し効果が高いものであること。
- ③ 協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上が期待できること。
- ④ 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有するものであること。
- ⑤ 提案者自らが実施するものであること。
- ⑥ 他の助成金の活用など既存の制度により対応することができないものであること。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。

⑧特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではないこと。

5. 対象となる経費及び金額

(1) 対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費(スタッフ等賃金)、報償費(講師等謝金)、旅費(交通費)、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料(備品のリース料を含む)等を対象とします。ただし、備品購入費等は対象外とします。

なお、事業採択後、「協働に関する研修」(1泊2日と日帰りの2回)にご案内しますので、参加いただけます。

また、県から委託で実施する事業については、間接経費(研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動PR費、事務用品費、電話代等)を直接事業費の3割を上限として認めます。人件費及び報償費については、下記の金額を上限とします。

区 分		1人当たり単価
人件費	①事業を運営するスタッフ	8,120 円/日
	②アルバイト等	5,800 円/日
	③有償ボランティア	5,040 円/日(最低賃金 629 円/時間を下回らないこと)
報償費(講師謝金等)	①研修会等	大学教授・准教授級 6,300 円/時間 その他(専門的知見を要する場合) 5,100 円/時間 その他 3,000 円/時間
	②大規模な講演会等	県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 (上記では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合)
	③コーディネーター・パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること。)

なお、事業の内容によっては、利用に係る料金収入を設定するなど提案団体に負担を求めることがあります。

(2) 金額

一事業あたり400万円を上限とします。(鳥取・島根両県からそれぞれ1/2の額を委託又は補助)

6. 募集期間

平成21年4月1日(水)～5月14日(木)(必着)

7. 応募方法

「事業提案書」(様式:下記ホームページからダウンロード又は提出先に請求)及び添付書類を、下記のいずれかの事務局(提出先・相談窓口)へ提出してください。

また、「事業提案書」の作成等について疑問な点がある場合も、下記のいずれかの事務局(提出先・相談窓口)にお問い合わせください。

〈様式のダウンロード〉

鳥取県企画部協働連携推進課 <http://www.pref.tottori.lg.jp/kyoudou/>

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

事務局(提出先・相談窓口)

鳥取県 提出先 相談窓口	鳥取県企画部協働連携推進課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 県庁 6F Tel:0857-26-7594 Fax:0857-26-8129 E-mail:kyoudourenkei@pref.tottori.jp
島根県 提出先 相談窓口	島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 〒690-8501 松江市殿町1番地 県庁 6F Tel:0852-22-5096 Fax:0852-22-5098 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp

8. 審査

- (1) 事業提案の企画について、事務局から電話等で内容の確認をさせていただきます。必要に応じ提案の内容について、ヒアリングを行います。
- (2) 選考は、民間の人を主体にした委員による審査会(5月下旬を予定)で行います。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

9. 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開審査会で決定します。
なお、採択事業数は、2事業程度を予定しています。
- (2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- (3) 委託又は補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上決定します。

10. 事業の実施

採択・決定された事業は、提案団体に事業を委託し、実施することを基本としますが、事業内容によっては補助事業として実施していただきます。

また、実施に当たっては、両県の事業担当課、関係の県地方機関等と緊密に連携をとりながら実施していただきます。

11. 事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施団体と両県の事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価や意見交換等の検証作業を実施するとともに、成果報告を作成していただきます。

また、検証会等で事業の事例発表を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

12. 情報公開

採択された事業の内容については、その概要をホームページ等により広く公表します。

また、事業の実施状況等を、両県広域連携の協働事業の事例として広く紹介します。

整理番号	
------	--

◎添付書類を含め、A4サイズ
片面で統一してください。

平成21年度「鳥取・島根広域連携協働事業」提案書

平成21年 月 日

鳥取県・島根県知事 様

1. 提案団体

団体の名称			
構成団体の名称 (詳細3に記載)			
代表者	(職名)	(氏名)	(印)
団体の所在地	〒		
設立年月日		構成員数	
電話番号		FAX番号	
E-mailアドレス			
担当者 担当者連絡先	〒		
	電話番号：	FAX番号：	
	E-mailアドレス：		

- 添付書類 1. 団体の協定書、定款、規約・会則等
 2. 団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料（添付任意）
【新聞記事、会報等A4サイズに統一し、3枚以内としてください。】

2. 提案事業

事業の名称			
事業内容	別添「事業提案企画書（様式第2号）」のとおり		
収支計画	別添「提案事業収支計画書（様式第3号）」のとおり		
協議を行った県の 担当課、担当者	(鳥取県) 課名 担当者職：氏名	電話番号	
	(島根県) 課名及びグループ名 担当者職：氏名	電話番号	

※ ・「事業の名称」欄は、事業内容が的確に理解できる名称（・・・事業）としてください。
 ・申請内容について照会させていただく場合がありますので、提出書類は、必ず写しを保管しておいてください。

(様式第1号)

3. 提案団体の構成

	鳥取県を活動拠点とする団体	島根県を活動拠点とする団体
団体の名称		
代表者		
団体の所在地	〒	〒
設立年月日 構成員数		
電話番号 FAX番号		
E-mailアドレス		
担当者 担当者連絡先	〒 電話番号： FAX番号： E-mail：	〒 電話番号： FAX番号： E-mail：

※ 「担当者連絡先」欄は、必ず記載してください。

- 添付書類 1. 構成団体の定款、規約・会則等
 2. 構成団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
 3. 構成団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料（添付任意）
【新聞記事、会報等A4サイズに統一し、5枚以内としてください。】

4. 提案団体の組織

(団体の組織構成を具体的に記載ください。)

事業提案企画書（「鳥取・島根広域連携協働事業」）

団体の名称	
事業の名称	

○この事業を提案されたきっかけは何ですか。これまでの活動と事業提案の背景を教えてください。

1 提案事業の目的	<p>①この提案事業で解決しようとする地域課題は何ですか。</p> <p>②その地域課題を鳥取・島根の広域連携によりどのようにして解決するのですか。</p> <p>③上記の目的・効果以外に想定する効果は何ですか。（副次的な効果を記載）</p>
--------------	---

2 提案事業の概要	※事業を構成する個別の事業項目・内容を記載してください。(複数ページにまたがっても差し支えありませんので、わかりやすく掲載してください。)	
	●実施スケジュール（準備作業、県との協議の予定等も記載してください。）	
	21年4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	22年1月	
	2月	
	3月	

<p>3 提案事業における協働の内容等</p>	<p>①協働により高められる相乗効果は、どんな点にあると考えていますか。</p> <p>②貴団体と両県（担当課）は、どのような連携・役割分担を行って事業を協働で実践しますか。協働で行う連携や役割分担について具体的に記載してください。</p> <p>③事業実施に当たって、市町村や実施地域とはどのような連携等を行いますか。県以外の協力団体・市町村等関係機関についてもその役割等があれば記載してください。</p>
<p>4 提案事業の先進性・実効性</p>	<p>①提案事業のアピールポイント（創意・工夫された点等）は何ですか。</p> <p>②実施上の懸案事項はありますか。またその解決方策は考えていますか。</p>

<p>5 提案事業の地域への拡がり と継続性</p>	<p>①今年度の活動をどのようにして地域へ拡げますか。来年度以降の継続についてどのように行っていますか。</p>
<p>6 事業の執行体制</p>	<p>提案事業の実行するための執行体制を記入ください。(統括責任者、業務ごとの責任者、業務分担など具体的に記入ください。)</p>
<p>7 特記事項</p>	<p>(特に説明しておきたい事項は、この「特記事項」欄に記載してください。)</p>

提案事業収支計画書 (「鳥取・島根広域連携協働事業」)

団体の名称	
事業の名称	
県負担要望額	円

1. 収入

(単位: 円)

区分	見積額	積算根拠 (数量、単価等)
県負担金		
合計		

2. 支出

(単位: 円)

区分	見積額	積算根拠 (数量、単価等)	うち県負担額
合計			

※「区分」欄は、人件費 (スタッフ等賃金)、報償費 (講師等謝金)、旅費 (交通費)、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料 (備品のリース料を含む) 等のような経費が必要か分かりやすく記載してください。(備品購入費など助成対象外の経費についても、事業の収支全体を把握するために記載してください。)

なお、人件費、報償費については助成限度額がありますので、募集要項5 (1) を参照してください。

※事業採択後「協働に関する研修」(出雲市で1泊2日と松江市で1日を予定)にご案内しますので参加いただきます。これに要する経費 (旅費等) を計上してください。

※また、県から委託で実施する事業については、間接経費 (研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動PR費、事務用品費、電話代等) を直接事業費の3割を上限として認めます。